

## 茨城県議会改革推進会議の設置について

### 1 設置の必要性

新型コロナウイルス感染症の影響をはじめ、人口減少や激甚化する自然災害への対応など課題が山積する中、本県が将来にわたり発展していく上で、二元代表制を担う議会の役割は益々重要となっている。

県民の負託に応え、議会がこれまで以上にその権能を発揮するためには、慣例や手法にとらわれることなく、県民の目線に立ち、進取の気鋭で新たなものを取り入れるなど、県議会自らが改革を推し進めていく必要がある。

そのための調査・検討の場として、茨城県議会基本条例第28条の規定に基づき、茨城県議会改革推進会議を設置する。

### 2 設置時期

令和3年3月24日

### 3 委員数

11名（全会派から委員を選出）

### 4 検討テーマ

- (1) 茨城県議会基本条例の見直し
- (2) 議会審議・委員会審査の充実
- (3) ICT化の推進
- (4) 会期の在り方
- (5) 県議選の投票率向上

### 5 検討スケジュール

令和3年第4回定例会において答申を行う。なお、早期に結論がでたテーマについては、中間答申等により前倒しで実行できるよう対応する。

## 茨城県議会改革推進会議要綱

令和3年4月26日議長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、茨城県議会改革推進会議（以下「推進会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(座長等の職務)

第2条 座長は、推進会議を代表し、推進会議を総括する。

2 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 推進会議は、次の事項について調査検討を行う。

- (1) 茨城県議会基本条例に関すること。
- (2) 議会審議・委員会審査の充実に関すること。
- (3) 議会におけるICT化の推進に関すること。
- (4) 議会会期に関すること。
- (5) 県議選投票率向上等に向けた議会活動への県民参画の推進に関すること。
- (6) そのほか、議会改革の推進に関すること。

2 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、座長を含むその委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

4 前項の場合においては、座長は、委員として議決に加わることができない。

(委員以外の者の出席)

第4条 座長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明させ、又は意見を述べさせることができる。

2 議長及び副議長は、会議に出席し、発言することができる。

(会議の公開)

第5条 会議は、公開とする。ただし、座長が必要があると認めるときは、会議に諮り、これを公開しないことができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、議会事務局において処理する。

付 則

この要綱は、令和3年4月26日から施行する。

## 茨城県議会改革推進会議の検討スケジュール等（案）

## 1 概要

- (1) 5月から12月（4定）まで概ね6回程度会議を開催。  
 (2) 第4回までに全体の答申案を決定し、議会基本条例の改正案は第6回に答申する。

## 2 スケジュール

	年 月	主 な 内 容
第1回	令和3年5月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議の概要及び今後のスケジュール</li> <li>・ 議会改革に関する学識経験者からの意見聴取 学識経験者：早稲田大学マニフェスト研究所 事務局長 中村 健 氏</li> <li>・ 議会改革に関する検討テーマの現況等の説明  <ul style="list-style-type: none"> <li>①茨城県議会基本条例の見直し</li> <li>②議会審議・委員会審査の充実</li> <li>③ICT化の推進</li> <li>④会期の在り方</li> <li>⑤県議選の投票率向上</li> </ul> </li> <li>・ 追加テーマ等の検討</li> </ul>
第2回	6月14日 (第2回定例会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検討テーマに関する委員間協議</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 答申座長案の送付と各会派への意見照会（郵送送付）</li> </ul>
第3回	7月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 答申座長案に関する各会派の意見報告</li> <li>・ 答申座長案の検討</li> </ul>
第4回	7月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 答申案の決定</li> <li>・ 議長への答申</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改正議会基本条例案に関する座長案の送付と各会派への意見照会（郵送送付）</li> </ul>
第5回	10月 (第3回定例会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改正議会基本条例案に関する各会派の意見報告</li> <li>・ 答申座長案の検討</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改正条例案にかかるパブリックコメント実施</li> </ul>
第6回	12月 (第4回定例会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改正議会基本条例に関する答申案の決定</li> <li>・ 議長への答申</li> <li>・ 条例改正</li> </ul>